

供託金の供託について

◆供託者

身延町議会議員一般選挙に立候補するためには、供託金を法務局に供託しなければなりません。

供託することができるのは、候補者本人（本人届出の場合）又は、推薦人（推薦人届出の場合）です。

◆供託金

供託金は、15万円の現金又は、これに相当する国債証書又は振替国債です。

国債証書、振替国債で供託する場合は、供託手続きに日数を要するため遅くとも1週間前までに法務局へ連絡してください。

◆供託先

最寄りの供託所は、甲府地方法務局鵜沢支局です。

南巨摩郡富士川町鵜沢2543番地4

電話：0556-22-0148

※ 現金を取り扱っていません。供託金は電子納付又は振込みにて手続きしていただきます。

- ◎ 甲府地方法務局供託課、甲府地方法務局大月支局でも供託できます。甲府地方法務局供託課では、現金での供託を取り扱っています。

◆供託受付時間

告示日までの平日

午前8時30分から午後5時15分まで

※ 事前審査までには供託を済ませておいてください。

◆供託書（OCR用）

供託書は法務局所定の様式となります。法務局にて様式を受領し、記入例により作成して法務局へ提出してください。

◆供託金の没収

選挙の結果一定の得票数に達しなかったとき（有効投票総数÷議員定数（14人）×1/10未満）のほか立候補を辞退した場合等供託金が没収されます。

注意

詳しくは、甲府地方法務局鵜沢支局へ問い合わせてください。